

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和8年2月2日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	寺	沢	さゆり
同	北	沢	哲也

## 過去の監査結果に対する措置の通知書

令和6年度 財政援助団体等監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (7年度)	令和7年度の措置状況	担当課
3 利用許可について  しなのき設置及び管理に関する条例施行規則では、「条例第9条に規定する許可を受けようとするものは、長野市勤労者女性会館しなのき利用許可申請書を利用しようとする日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。」と定めているが、施設に空室がある場合に限り、利用日同日に申請を受け付けていた。 規則を見直し、実態との整合を図られたい。	施設の有効利用の観点から、空室がある場合は、利用日同日に申請を受け付けていたが、実態に合わせ、令和7年度中に規則を改正する。 (7総第94号 令和7年7月2日)	施設の有効利用の観点から、利用日同日の申請も受け付けられるよう、「勤労者女性会館しなのき設置及び管理に関する条例施行規則」を改正した。 (令和7年9月1日公布)	指定管理者(人権・男女共同参画課)